

コピー用紙

文具

インクリボン...

消耗品は9月末までに購入するべき？

# 「消費増税前の まとめ買い」の 損得勘定を考える



税理士 落合孝裕

これまでも税率の引上げ前には、「まとめ買い」をいかに上手にすべきかがテレビやネットでよく話題になりました。今年は消費増税の年。いよいよ10月1日から消費税は10%になります。その直前の9月末までに、会社ではいつもより多めに仕入をしたり、消耗品などの「まとめ買い」をすべきでしょうか？

いよいよ今年10月から消費税率が10%となります。軽減税率への対応など事前準備を進めている会社も少なくないでしょう。ところで、会社で日々使う消耗品について、増税前にある程度まとめ買いをしておいたほうが得なのでしょうか？ 税込1万8000円のもので1万1000円になってしまつのですから、一見、まとめ買いしたほうがよいようにも思えます。ここでは「消費増税前のまとめ買い」の損得勘定を考えてみましょう。

飲食料品や日刊新聞等は軽減税率の対象で8%のままですが、それ以外はすべて10%です。差引で2%の差額が生じます。金額が大きくなると消費税の差額は大きくなります。たとえば1000万円なら、消費税は10%で100万円、8%で80万円、差額は20万円になります。これくらいになると損得の差は大きくなりますね。

ところで、増税前に「まとめ買い」をすべきかどうかは、ケースにより、答えは異なります。以下にケース別に考えてみましょう。

### 通常の会社の場合は損得なし？

まず、通常の会社を前提に考えると、原則として「まとめ買い」はしなくてよい、ということになります。ちよつと意外かもしれませんが、実際

に計算をしてみるとわかります。

- 事例で説明しましょう。たとえば、売上が1億円で、仕入が8000万円とします。計算を単純にするために、
- (1) 売上はすべて10月以降に発生して、かかる消費税はすべて10%
  - (2) 仕入以外に経費はまったくなしとします。

仕入にかかる消費税は、2つのケースで比較して考えます。

- ・9月中に仕入：すべて8%
- ・10月中に仕入：すべて10%

実際に消費税の納税額を計算すると、次ページ図表1の通りとなります。

仕入がすべて8%のケースでは、仕入について支払う消費税は640万円で済み、160万円得をしますが、一方で消費税の納税額は360万円なので、160万円損をします。

仕入がすべて10%のケースでは、仕

入について支払う消費税は800万円で160万円損をしますが、一方で消費税の納税額は200万円なので、160万円得になります。

結局のところ、8%ですべて仕入れるケースは、10%になってからすべて仕入れるケースと比べて、損得はないことになります。

もちろん、この考え方は仕入に限られません。消耗品など消費税がかかる経費もまったく同じ考え方になります。つまり、会社の場合は「まとめ買い」はしなくてよい、ということになります。

なぜ、こういう結果になるのでしょうか？ それは、消費税は預り金にすぎないからです。預かった消費税を納めるにすぎないので、預かった消費税が大きくなれば、納税額は小さくなります。一方で預かった消費税が小さくなれば、その分納税額は小さくなります。

前提：売上はすべて10%、仕入以外の経費はなし

もちろん、実際はさらに仕入や経費で支払う消費税が絡みますので、少し複雑になります。それでもやはり考え方は同様です。

| 区分 | 仕入がすべて8% |       | 仕入がすべて10% |       |
|----|----------|-------|-----------|-------|
|    | 税抜き      | 消費税   | 税抜き       | 消費税   |
| 売上 | 10,000   | 1,000 | 10,000    | 1,000 |
| 仕入 | △8,000   | △640  | △8,000    | △800  |
| 差引 | 2,000    | 360   | 2,000     | 200   |

支払う消費税は、640万円で済む（160万円の得）。  
納税する消費税は、360万円となる（160万円の損）。

支払う消費税は、800万円となる（160万円の損）。  
納税する消費税は、200万円で済む（160万円の得）。

通常の会社の場合、「まとめ買い」をしても損得なし。

支払った消費税（仮払消費税）を差し引いた残額が納税額になります。売上時に預かった仮受消費税の金額が変わらないとすると、仕入で支払った消費税が少なければ（８％）、差引の納税額

額は多くなります。

一方で、仕入で支払った消費税が多ければ（10％）、納税額は少なくなります。

会社で9月中に「まとめ買い」をすることは、一見、2%分を得たように思えますが、納税額がその分多くなるため、結局のところメリットはありません。

強いてメリットと言うと、消費税を納税するまでの資金繰りが、少し楽になるということくらいです。

会社としてはこう判断しよう

それでは、消費税の増税前後で、会社はどう判断すればよいのでしょうか？

増税前の慌ただしいムードに流されず、通常通り、必要な分だけの仕入

をして、必要な分の経費を使えばよいのです。

これまで消費税の増税は3回ありました。

- ① 平成元年（1989年） 4月……消費税3%の導入
- ② 平成9年（1997年） 4月……3%から5%へ増税
- ③ 平成26年（2014年） 7月……5%から8%へ増税

いずれも増税後には、消費の落ち込みがありました。

10%に増税した後の10月以降も、やはり消費の落ち込みが予想されます。10月後半から年末にかけて、各社で在庫がダブつく可能性があります。そうなったときに、仕入業者と価格交渉をして、場合によっては少し多めに買って、値引きをしてもらうのがよいでしょう。

仕入価格が下がれば、下がった分は

会社の利益になります。消費が落ち込んでからの購入となれば、仕入先からは喜ばれると思います。

経理担当は、直接仕入れ先と価格交渉する立場ではないと思いますが、経理の立場から、こういった対策を事前に社長や幹部の方にアドバイスすることはできるはずですよ。

消費税の納税の仕組みを理解できていない社長や幹部社員は意外に多くいます。皆さんが、実際に数字を使ってみて説明してみましよう。

さらに、増税後に予想される消費の落ち込み、その後の値引き交渉の必要性まで説明できれば、皆さんの社内での評価が大きく上がることは間違いありません。

そうは言っても、増税前後の商品の売れ行きは、少し読めない面があります。増税直前の9月に物が売れすぎて、在庫切れになってしまいうこともありえます。



皆さんの会社の仕入業者にこういう事態が起きてしまうと、会社で売る商品がなくなってしまう。そうであれば、9月中に多めに仕入れる必要もあるでしょう。

社長をはじめ、仕入を担当する幹部の人たちは、皆さんからのアドバイスや、予想される事態も加味して、経営判断をしていくことになります。

## 税率の区分に注意する

さて、経理担当として消費税の増税前後で気をつけることは、何と言っても、8%と10%の税率の区分を間違えずに処理をすることがあげられます。

まずは、会計ソフトのバージョンアップは忘れずに行なってください。8%と10%の税率の区分に関しては、とくに9月末と10月初めの処理に気がつ

ける必要があります。

いつの時点で消費税を認識するか、あらためて考えてみましょう。

売上、仕入、経費、固定資産の取得など、必ずしもお金が動いた日ではありません。具体的には、以下の日となります。

### (1) 売上や固定資産の取得

引渡しの日

### (2) 請負(工事やサービス)

#### ① 住宅建築など物の引渡しがあるもの

の：引渡しの日

#### ② サービスなど物の引渡しがないもの

の：サービスなどが終了した日

次に、リース料や事務所など消費税が課税される不動産の賃借料は、少し特殊な取扱いとなっています。

まず、リース料です。車両やコピー機などのリースのほとんどは、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」

となっています。この取引では、リースを受ける会社は中途解約ができず、費用のすべてを負担して、その車両等を使用します。また、所有権はリース会社のままで、リースを受ける会社には移転しません。この場合は、リース開始日の税率が、最後まで適用されます。

したがって、9月までに開始したものは最後まで8%のリース料、10月以降に開始したものは最後まで10%のリース料となります。

この場合の損得も先ほど説明した考え方と同様です。

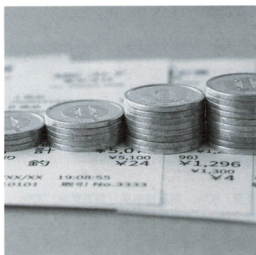
会社の場合は、9月までにあわせてリース契約を結ぶ必要はありません。消費税の損得はないわけですから、10月以降にゆつくりと選べばよい、ということになります。

次に、事務所の家賃や駐車場の賃料など、消費税が課税される不動産の賃借料はどうでしょう。通常、不動産の

賃借料は、「前家賃」といって、前月末に翌月分の賃借料を支払う契約になっています。その場合は、原則として10月分の賃借料、つまり9月末に支払う分から10%となります。

## 経過措置の取扱いにも「注意！」

「経過措置」といって、消費税の増



税前後は特別な取扱いがいくつかあります。経過措置が定められているものは、必ずその税率で経理処理しなければなりません。

これも経理担当として押さえておくべき点ですね。

国税庁から以下のタイトルで情報が公開されています（平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置）。

そのうち、発生する可能性が高いものは、以下となります。

### (1) 旅客運賃

9月30日までに支払ったものは10月以降の運賃でも8%

### (2) 水道光熱費

10月31日までに支払義務が確定するものは8%

### (3) 請負工事

3月31日までに契約したものは、10月以降の工事終了でも8%

### (4) 事務所、駐車場の賃借料

以下の3点のすべてに該当する場合は、賃借料はずっと8%のままとなります。

① 平成31年（2019年）3月31日までに、賃貸借契約を結んでいること

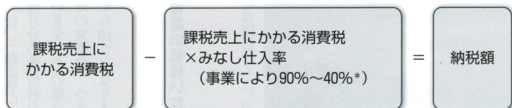
② 平成31年（2019年）10月1日前から引き続き賃貸借をしていること

③ 契約期間中に賃借料の変更を求めることができる定めがないこと

（注）契約期間中に賃借料の変更を求めることができる定めとは、具体的には、「賃料については、公租公課の変動、経済情勢の変化、近隣の賃料相場等により、当事者間で協議の上改定することができる」といった定めを指します。

実際には、③の定めが記載されている契約書がほとんどです。したがって、経過措置の取扱いとならず、結果的に

図表2 簡易課税を選択した場合の消費税の納税額



**\* みなし仕入率**

第一種事業（卸売業）90% 第二種事業（小売業）80% 第三種事業（製造業等）70%  
 第四種事業（その他の事業）60% 第五種事業（サービス業等）50%  
 第六種事業（不動産業）40%

10月分以降の家賃は10%になります。  
 ただし、念のために、今のうちに賃貸  
 借契約書を確認しておく必要はあるで  
 しょう。

**「まとめ買い」で  
メリットのあるケースとは？**

さて、9月末までの「まとめ買い」  
 に話は戻りますが、すべての会社につ  
 いて、「まとめ買い」はメリットがな  
 いかという点、これはそうでもありま  
 せん。

以下の2つのケースでは、税率が8  
 %のときに、「まとめ買い」をするこ  
 とで、2%分得することになります。

**(1) 免税事業者**

免税事業者とは、消費税の納税義務  
 がない会社や個人事業主です。基準期  
 間（2年前）の課税売上高1000万

円以下が対象です。

売上が小さい規模の会社等に加えて、  
 ・居住アパート、マンション経営  
 ・クリニック  
 などにも対象となります。

これらは、そもそも消費税が非課税  
 売上の事業ですので、その事業しか行  
 なっていない場合には免税事業者とな  
 ります。納める消費税がありませんの  
 で、支払う消費税は2%安いほうが、  
 その分まるまる得になります。

**(2) 簡易課税の選択事業者**

消費税の「簡易課税」については、  
 基準期間（2年前）の課税売上高が5  
 000万円以下の会社等は、選択によ  
 り適用することができます。「簡易課  
 税」の場合、納税額の計算は、売上に  
 一定の率をかけて計算しますので、仕  
 入にかかる消費税は納税額に影響あり  
 ません（図表2）。  
 やはり、支払う消費税は2%安いは

うが、その分まるまる得になります。  
皆さんの会社、さらに関連会社で(1)、  
(2)に該当することがあれば、同様に社  
長に伝えておきましょう。

そしてプライベートでの「まとめ買  
い」もお得になります。

消費者としてプライベートで買うも  
のは、消費税が差し引けるわけではあ  
りません。これは消費税が「間接税」  
たるゆえんです。間接税なので、税の



負担者は消費者、納税者は会社または  
個人事業主と、税の負担者と納税者は  
別となっています。

これは、法人税や所得税など「直接  
税」、つまり、負担者と納税者が同一  
である税と明確な違いですね。

消費者は、消費税を負担するだけ、  
ということになります。これは社長さ  
んも皆さんも消費者としては同じ立場  
です。家庭の日用品などは9月末まで  
にある程度「まとめ買い」をしておく  
とよいでしょう。



物の購入やサービスを受けるときに、  
どの立場でお金を使うのか?を常に考  
える癖をつけておけば、損得について  
間違えることはありません。消費税増  
税前の、「まとめ買い」は、ケースご  
とに冷静に判断すべき、ということに  
なります。

ここでの内容を、ぜひ皆さんから社  
長に説明してください。さらに、社内  
で回覧して周知をはかっていただけ  
ばと思います。



●おちあい たかひろ

税理士。横浜市立大学卒業。91年税理士登  
録。96年独立。資産家向けの資産税、中小  
企業向けの会計・税務が専門。32冊の本を  
出版し、執筆・取材実績は430回。『近況』  
税金関係の無料メールマガジンを始めて8  
年で400回を超えました。税金の最新情  
報を掲載していますので、ぜひご覧ください。  
ホームページより登録できます。

<http://www.ochikaikaikai.com/>